

# 青森県報

第二千二百二十七号

平成十五年  
九月十七日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………  
 廃川敷地等の公示……………

### 出先機関

土地改良区の役員の退任……………  
 土地改良事業の工事の完了……………  
 土地改良区の役員の就任及び退任……………

平成十五年三月三十一日号外第二十六号規則中……………  
 平成十一年九月十六日、平成十三年十一月十六日及び平成  
 十五年三月二十四日定例告示中……………

## 告 示

青森県告示第五百九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項

の規定により公示する。

平成十五年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一・二・四・九 六ヶ所村海水漁業協同組合	六ヶ所区域	1 小型定置漁業及びさけ・ます定置漁業
上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前八四の一 高橋源治		
下北郡東通村大字七右屋字往来一〇・二一 相馬 哲三郎	岩屋区域	1 十トン未満の漁船による漁業
下北郡東通村大字七右屋字往来一五〇の一・六 白浜 正男		

青森県告示第六百号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第14号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 河川の名称
  - 一級河川 馬淵川水系剣吉川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
  - 平成十五年九月十七日
- 三 廃川敷地等の位置
  - 三戸郡名川町大字剣吉字荒町三の三、四の一、五の一、五の二、五七の一、五七の三、五七の四及び五八の三地先並びに同大字字小沢田一・二の六、一・二の七、一・二の一六及び一・三の三地先並びに同大字字五合田一の一五地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
  - 雑種地 三・七四・八五平方メートル

**出 先 機 関**

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年九月十七日

中南地方農林水産事務所長 高 畑 幸

役員別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	竹内 健蔵	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二八六の二	平成一五・七・三
"	三浦 芳一	一〇の二	一五・八・七

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年九月十七日

中南地方農林水産事務所長 高 畑 幸

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業 一九一	相馬村	平成一五・六・二五
" 一九二	"	一五・七・二

十四年災農地災害復旧事業	二〇一	"	一五・五・二六
"	一九一〇四	"	一五・六・三〇
"	一九一〇三	"	一五・六・二〇
"	一九一〇二	"	一五・六・二五
十四年災農業用施設災害復旧事業	一九一〇一	"	一五・七・二
"	一九一五	"	一五・七・四
"	一九一四	"	一五・六・二五
"	一九一三	"	一五・六・二〇
"	一九一二	"	"
"	一九一一	"	一五・六・三〇
"	一九一〇	"	一五・六・二五
"	一九九	"	一五・六・三〇
"	一九八	"	一五・六・二五
"	一九七	"	一五・六・二七
"	一九六	"	一五・七・四
"	一九五	"	一五・六・六
"	一九四	"	一五・六・三〇
"	一九三	"	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天満下土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年九月十七日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

土地改良区の役員就任及び退任

十四年災農業用施設災害復旧事業 二〇一〇一	二〇六	二〇五	二〇四	二〇三	二〇二
"	"	"	"	"	"
"	"	一五・五・六	"	一五・六・二	一五・七・四

理事	区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
中里 正俊	〇〇の〇一	中里 正俊	三戸郡五戸町大字上市川字赤川川原一	平成一五・六・三就任
中里 俊男	二〇の二	中里 俊男	" 八	"
山田 雄一	一	山田 雄一	字石仏三六の	"
豊川 敏雄	"	豊川 敏雄	大字切谷内字佐野七	"
沢田 栄一	〇の二	沢田 栄一	大字上市川字順礼森一二	"
原 博	"	原 博	字上市川三〇	"
久保田 松雄	"	久保田 松雄	大字切谷内字切谷内村八	"

川崎 進	四	"	字粒ヶ谷地三	"
田代 金徳	の六	"	大字上市川字上市川三三	"
新井山 義哉	七の二	"	大字切谷内字切谷内村七	"
中里 寿孝	〇六の二	"	大字上市川字赤川川原一	"
佐々木 博	五の二	"	大字切谷内字中萮蒲川五	"
類家 一男	八の二	"	六	"
田代 丈夫	"	"	大字上市川字上市川二一	"
新井山 尊士	一	"	大字切谷内字淋代四七の	"
原 光成	"	"	大字上市川字上市川一五	"
中里 由衛	"	"	字沼廻一の二	一五・六・三退任
中里 俊男	二の二	"	字赤川川原八	"
山田 雄一	一	"	字石仏三六の	"
中里 正俊	〇〇の〇一	"	字赤川川原一	"
豊川 敏雄	"	"	大字切谷内字佐野七	"
沢田 栄一	の二	"	大字上市川字順礼森一二	"
類家 一男	八の二	"	大字切谷内字中萮蒲川六	"
原 博	"	"	大字上市川字上市川三〇	"
久保田 松雄	"	"	大字切谷内字切谷内村八	"
川崎 進	四	"	字粒ヶ谷地三	"
田代 金徳	の六	"	大字上市川字上市川三三	"
新井山 義哉	七の二	"	大字切谷内字切谷内村七	"
田代 丈夫	"	"	大字上市川字上市川二一	"
原 耕一	"	"	二六	"

平成 二一五 二四号	平成 一九四 八号	平成 一六二 二六号	発行 年月日 番号
告 示	告 示	告 示	区 分
第 一八 一号	第 六三 三号	第 六一 〇号	番 号
七	三	二	ペ ー ジ
下	表 中	表 中	段
表 中			行
字 野尻 二八 の二 六か ら	大 字三 本木 字川 崎一 四八 の一 まで	字 野尻 二八 の二 六か ら	誤
字 平野 二二 七の 二三 から	大 字諏 訪沢 字松 代一 四八 の一 まで	字 平野 二二 七の 二三 から	正

道 路 課

平成 一五 三三 号外 第二 六号					発行 年月日 番号
規 則					区 分
第 二四 号					番 号
二 三	一 四	一 三	七	五	ペ ー ジ
下		上	下	上	段
六	一 五	一	七	後 から 六	後 から 八
同表青森県 准看護師試験 委員の項中	農作物	農作物	第十七条の二	環境	新幹線開業効果
同表青森県 准看護師試験 委員の項中	農作物	農作物	第十七条の二	環境	新幹線開業効果
					誤
					正

人 事 課

正  
誤

〃	〃
豊 川 米 夫	大 久 保 義 則
四 の 二	地 三 五
〃	〃
〃	大 字 切 谷 内 字 高 蒲 川 前 谷
字 野 上 平 一	〃
〃	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭